

1997 年制定  
2025 年 4 月 1 日改定  
2026 年 4 月 1 日改定

# 関東学生対抗軽自動車 6 時間耐久レース

## 競技規則書

主催者：全日本学生自動車連盟関東支部（支部長：阿部 正浩）

東京都江東区森下 1 - 1 5 - 7

赤文字および赤取り消し線が改定箇所です。

## 第1章 競技概要

### 第1条 競技会の名称、概要、開催場所等

#### 【競技会の名称】

本競技会は、関東学生対抗軽自動車6時間耐久レースと称する。

#### 【競技の概要】

複数の車両が同一コースを6時間に渡り周回し、その周回数により順位を決するレース。

#### 【部の区分】

①学生自動車部の部（競技会2日目に開催）

①－1 加盟校の部（全日本学生自動車連盟に加盟している大学）

①－2 学生一般の部（全日本学生自動車連盟に加盟していない大学）

②一般の部（競技会1日目に開催）

#### 【開催場所】

名称：スポーツランド信州

所在地：〒381-1222 長野県長野市松代町豊栄字地藏1005-1

#### 【オーガナイザー（主催者）】

名称：全日本学生自動車連盟関東支部（支部長：阿部 正浩）

所在地：〒135-0004 東京都江東区森下1-15-7

TEL：03-3634-9197

FAX：同上

URL：branch\_office1@kantou.ajsaa.jp

## 第2章 参加者及び運転競技者の遵守事項

### 第2条 遵守事項

以下の事項について参加者及び競技運転者は、これを遵守しなければならない。

これに違反した場合は、罰則を課す場合がある。

#### 2. 1) 規則の熟知と遵守

参加者は競技の諸規則並びに諸規定を熟知し、これを遵守するとともに自己の参加に関わる全ての者にこれらの規則を遵守させる責任を有するものとする。

また、競技参加に関わる全ての関係者は、当該参加者と同様に規則を遵守しなければならない。

#### 2. 2) 安全の確保とその責任

安全の確保は、競技に参加する全てのものが各自の責任において常に留意していなければならない最も重要な事項である。競技中、万一事故による車両の損害あるいは人員の死傷等があった場合でもスポーツとしての原則に基づき、その責任は各自が負わなければならない。オーガナイザー及び他の競技会役員やサーキット職員等に対して一切の補償責任を追及することは出来ないものとし、参加に際して誓約文に署名し、このことを明確に約束しなければならない。

#### 2. 3) マナーの遵守

競技に参加する全てのものはスポーツマンとしての襟度を保ち、言語を慎み、礼儀正しく、明朗公正に行動しなければならない。また、競技会の期間中に薬品によって精神状態をつくろったり、飲酒したりしたものは競技から除外される。

## 2. 4) 自主責任体制

競技に参加する全ての者は自らの意志と責任において参加するものであることを深く認識し、万一の場合に備えてその参加について家族の了解を得ておくとともに、有効な保険に加入するなどして、十分な自主責任体制を整えた上で参加しなければならない。

## 2. 5) その他

オーガナイザーや大会後援者、競技会役員、審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

# 第3章 安全規定

## 第3条 競技運転者の安全装備と安全遵守事項

### 3. 1) 学生自動車部の部

競技運転者は J I S 二種規格、旧 J I S - C 種、S N E L L 規格または、J A F ・ M F J 公認、及びこれらに準ずる規格のヘルメット着用を義務づける。また製造年月日から 1 0 年以内の物の使用を強く推奨する。ヘルメットは外装、内装にキズ、損傷の無きこと。ヘルメットには、必ず使用する競技運転者の氏名と血液型を明記すること。複数名にて使用する場合は複数名分明記すること。なお、複数名にて使用する場合には、その都度内装のクリーニング及び、内装の消毒を実施すること。乗車中は 4 点以上のシートベルトをしっかりと装着すること。ヘルメットはフルフェイスタイプを推奨する。また、HANS デバイスまたはネックプロテクター（二輪用、カート用でも可）の着用を義務付ける（複数名で使用する事も認める。なお、複数名にて使用する場合には、その都度クリーニング及び、消毒を実施すること。）。

衣服は耐火繊維を使用するレーシングスーツの着用を義務づける。また、グローブ、シューズについても耐火繊維製のレーシンググローブ、シューズの着用を強く推奨する。

グローブは、耐火繊維製又は皮製で手首より先のいかなる部分も肌が露出してはならない。布製、軍手等の使用は禁止。手首は腕の一部も含む、従って手首部分の短いメカニック用のグローブは使用出来ない。また、足首も肌が露出してはならない。従って足首が覆われないタイプの短いソックスは着用出来ない。下着等は、耐火繊維製のフェイスマスク、アンダーシャツ、アンダータイツ、ソックスの着用を強く推奨する。

### 3. 2) 一般の部

競技運転者は J I S 二種規格、旧 J I S - C 種、S N E L L 規格または、J A F ・ M F J 公認、及びこれに準ずる規格のヘルメット着用を義務づける。また製造年月日から 1 0 年以内の物の使用を強く推奨する。ヘルメットは外装、内装にキズ、損傷の無きこと。ヘルメットには、必ず使用する競技運転者の氏名と血液型を明記すること。なお、複数名にて使用する場合には、その都度クリーニング及び、消毒を実施すること。乗車中は 4 点以上のシートベルトをしっかりと装着すること。ヘルメットはフルフェイスタイプを推奨する。また、HANS デバイスまたはネックプロテクター（二輪用、カート用でも可）の着用を義務付ける。（複数名で使用する事も認める。なお、複数名にて使用する場合には、その都度クリーニング及び、消毒を実施すること。）

衣服は運動に適した長袖・長ズボン・シューズを着用し、耐火繊維を使用するレーシングスーツの着用を強く推奨する。また、グローブ、シューズについても耐火繊維製のレーシンググローブ、シューズの着用を強く推奨する。グローブは、耐火繊維製又は皮製で手首より先のいかなる部分も肌が露出してはならない。布製、軍手等の使用は禁止。手首は腕の一部も含む、従って手首部分の

短いメカニック用のグローブは使用出来ない。また、足首も肌が露出してはならない。従って足首が覆われないタイプの短いソックスは着用出来ない。下着等は、耐火繊維製のフェイスマスク、アンダーシャツ、アンダータイツ、ソックスの着用を強く推奨する。

### 3. 3) 安全遵守事項

1. オーガナイザーにより、本大会に臨むにふさわしくない服装と判断された場合、直ちにこれを改めなければならない。
2. 選手は本連盟発行の軽自動車耐久レースライセンスを常に携帯すること。(競技中オフィシャルが提示を求めることがある。)
3. 競技運転者は競技に適した健康状態で参加すること。競技中は常にお互いの安全を考慮した協調的マナーのもとに自己の技量とコースの状態に適した競技速度で車両を運転し、危険とみなされる行為があってはならない。
4. オイル、ガソリン等の漏れを生じた車両、あるいは事故や故障によって危険が予測される状態となった車両は必ず一旦ピットに停止して安全な修理を行い、技術委員長の点検を受けるものとし、不完全な状態でレースを継続してはならない。
5. 走路及びピットロード・ピットレーンは必ず定められた方向に走行し、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。ただし安全上競技会役員の誘導の下に行う場合はこの限りではない。
6. 競技中、ピット及びピットレーンにおけるバックギアの使用は厳禁とする。ピットテント内に車両をバックで格納する場合も含まれる。バックが必要になった場合は、ピットクルーの応援のもとに車両を押して移動させることは許される。

## 第4条 走路の安全規定

1. 競技中コントロールを失った車両、あるいは走路外に出た車両の競技運転者がコースに復帰する場合は、後続車両など他車の妨害にならないよう注意し、安全を確認した上で走路に戻る事が出来る。
2. 自らの意志で有ると否とを問わず、競技運転者が走路上で車両を止めざるを得ない場合、出来る限り速やかに走路外の安全な場所に移動し、競技中の他の車両に危険または走行の妨げとならないようにしなければならない。万一、競技運転者自身で車両を安全な場所へ移動させることが出来ない場合は、競技会役員に援助を要請して移動するものとする。
3. 競技中、路面状況を適正に保つために、散水車を使用する場合がある。この場合、散水車のコースインに際し、フルコースイエローコーション（全ポストで黄旗提示）とし、セーフティーカー（以下 SC）ラン（先導車誘導走行）とする。なお SC はその時点でのトップを走行する車両の前に入る。SC はパトライトを点灯して走行する。全車両は SC の追い越し、及び全コースでの追い越しを禁止する。なお、再スタートは SC がコースを外れた後コントロールライン上にて緑旗を提示する。SC はコースを外れる周にパトライトを消灯する。SC ラン時のピットインは認める。ピットアウト（コースイン）は SC ラン終了後のコントロールライン上にて緑旗が提示された後に隊列の最後尾に付く事でコースインを認める。SC ラン時の周回もレース周回数としてカウントされる。また SC ラン中、散水作業の状況によっては隊列が停止する場合がある。その場合でも SC 及び全車両の追い越しは禁止される。ただし、SC ラン中に前車が明らかに不調又はミス及びスタック等のため、隊列を維持出来なくなった場合には前車の追い越

しを認める。隊列を維持出来なくなった車両は隊列の最後尾に付くことが出来る。また、SC ラン中に散水作業の状況によっては隊列全車をピットインさせる場合がある、パトライト点灯のまま SC がピットインした場合は全車それに従うこと。**その場合、競技車両に対するあらゆる作業は禁止される。ピットレーン上でそのままの隊列を維持し待機すること。**レース再開は、コースクリアになった時点でフルコースイエローコーション（全ポストで黄旗提示）でコースインし、全車をコントロールラインにまとめて緑旗にてレース再開とする。

4. 緊急及び必要な際、競技中に SC、レッカー車、レスキュー車、散水車等のオフィシャル側の車（総称してオフィシャルカー）がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐停車したり、また、競技会役員がコースに立ち入る場合がある事を競技運転者は承知していなければならない。

## 第4章 競技会参加に関する基準規則

### 第5条 参加車両

本競技会に参加が認められる車両は、別に定める『関東学生対抗軽自動車6時間耐久レース 車両規則書』の規定に従った車両とする。

### 第6条 競技クラス区分

#### 6. 1) 学生自動車部の部

全日本学生自動車連盟加盟大学及び加盟していない学生団体からなるチームで構成される。

#### 6. 2) 一般の部

大学自動車部OB、OG、（他大学・現役学生との混成チームも可）及び、協賛団体、プレスチーム。  
ただし、台数に制限を設ける可能性がある。

### 第7条 参加者（チーム）及び競技運転者（ドライバー）

#### 7. 1) 競技運転者となるための資格

学生自動車部の部の競技運転者は、本連盟に加盟している大学自動車部に所属し、当支部に部員登録している自動車部在籍年数4年以下の自動車部員（大学院生を含む）でなくてはならない。

競技運転者は有効な自動車運転免許証を所持していること。

競技運転者は当連盟発行の軽自動車耐久レースライセンスを所持していなければならない。新規参加の競技者は、ライセンス取得に際し、所定の学科試験に合格すること。また、実地走行試験にも合格することを義務づける。

#### 7. 2) ライセンスについて

##### 7. 2. 1) 受験資格

ライセンス取得試験日時点で普通自動車免許証を取得している事。（仮免許証は認めない）

##### 7. 2. 2) 試験方法

ライセンスの取得試験は、スポーツランド信州で実施される2回の走行練習会内で学科試験、実技試験共に実施する。学科試験は本規則書ならびに車両規則書の内容を理解しているかを試験する。実技試験は実際にレースコースを走行させて、レース参加に必要な運転技術の可否を試験する。なお具体的な実施内容については、現地での走行練習会当日に詳細を説明する。なお学科試験対策用として、本規則書の内容を説明する ~~オンラインでの説明会を実施し、その後、動画を~~

WEB 上にて公開する。

7. 2. 3) 試験日を基準として免許取得後 3 ヶ月以内の場合

免許証取得年月日がライセンス取得試験日から 3 ヶ月以内の場合は、必ずチーム内の責任者または指導者で、軽耐久ライセンス保持者の指導を受けて、ライセンス実技試験に合格出来る技量を有する事。なお、その事を証するため、『**軽耐久ライセンス 学科試験・実技試験 終了証明書**』の“技術証明”欄に、受験者の技量を確認した方のサインをもらう事。

7. 2. 4) 免許証未取得者（免許証返上者を含む）について

過去に実施していた免許証未取得者（免許証返上者を含む）に対応する試験官同乗による実技試験は実施しない。従って免許証未取得者（免許証返上者を含む）は軽耐久ライセンスの取得資格は無い。

**7. 2. 5) 軽自動車エンジョイ倶楽部（KEC）のライセンス保持者について**

**スポーツランド信州にて開催されている、軽自動車エンジョイ倶楽部（KEC）主催の『信州軽自動車耐久レース』におけるライセンスを取得済の者については、試験の受験を免除する。**

7. 3) 傷害保険

学生自動車部の部の競技運転者は、本連盟指定のスポーツ傷害保険に加入していなければならない。ただし、各部独自の傷害保険に入会している場合は、この限りではない。その際は、事前にそれが証明される書類を提出すること。なお証明が成されない場合は出走を認めない。また、それによる抗議は一切受け付けない。

7. 4) チームについて

参加人数は 1 チーム 10 人までとする（ドライバーとメカニックを含めて）。

1 チームにつき必ず 1 名の代表者（学生チームの場合は OB が望ましい）をつけることを義務づける。ただし、代表者が競技に参加する場合は任務を代行するものを準備すること。**また、1 チームにつき必ず 1 名以上のオフィシャルを出すことを義務付ける。**

## 第 8 条 参加制限

8. 1) 学生自動車部の部

同一競技運転者は、同一チームにしか参加できない。ただしピットクルーはその限りでは無い。

8. 2) 一般の部

競技運転者は複数チームでの出走が許される。ただし、複数チームにて複数回出走する場合は 1 時間以上のインターバルを設けること。

## 第 9 条 参加申込及び参加受理

9. 1) 申込方法

参加申込は、競技会開催前に公表される特別規則書の記載に従うこと。

9. 2) 参加拒否

オーガナイザーは参加申込者に理由を示すことなく参加を拒否することが出来る。この場合参加料等は返金される。なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技を中止した場合を除き、返金されない。

9. 3) 参加受理

参加受理は、当連盟ホームページ上にエントリーリストを掲載することで行う。

## 第10条 参加者に対する指示及び公示

1. 競技役員は参加者に指示を与えることが出来る。
2. 競技の順位、及びその他参加者に関する公示は、特別規則書に記載された場所に公示される。
3. 審査委員会及び競技長、大会事務局等の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も、書面をもって参加者に伝達される。

## 第11条 車両及び競技運転者の変更

1. 学生自動車部の部における競技運転者の変更は、部員登録された現役学生の間でのみ可能とする。変更は原則として競技会当日3日前までに書面をもってオーガナイザーに提出する。部印、主将印がない場合は受け付けない。  
なお、緊急の事情により、競技会当日に欠員による選手変更が生じた場合は、チーム登録選手変更嘆願書をチーム代表者（もしくは代表者に準ずる者）が作成し、事務局宛に提出し承認を得ること。
2. 車両の変更は認められない。

## 第12条 公式車両検査

1. 公式車両検査は、特別規則書または、公式通知に示されるタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。技術委員長によって特別措置が認められない限り、所定の時刻までに検査を受けない車両、また検査の結果が不適当と判定された車両は決勝レースに出走することはできない。
2. 公式車両検査の際、スペアタイヤおよび携行缶も検査項目とする。
3. 公式車両検査時に競技運転者の本人確認、ライセンス確認の他、ヘルメット、HANS デバイスまたはネックプロテクター、グローブ、服装等、安全装備についても確認する。
4. 技術委員長は、車両改造等が不適当と判断した箇所について修正を求める事が出来る。修正を命じられた車両は、修正の後、再度車両検査を受けなければならない。
5. 参加者は、技術委員長の求めに応じ、参加車両が車両規則に適合している旨を車両公認書、又は車両諸元表、カタログ等を提示し証明しなければならない。
6. 公式車両検査終了後の車両はいかなる改造も許されず、修理ならびに調整については必ず技術委員長の許可を受けた上で行うものとする。車両の管理については各チームの責任とする。
7. オーガナイザーが配布したスポンサーマークなどは、指定された場所に正しく貼り付けなければならない。
8. 車検終了までエンジン、デフ等の暖機を禁止する。
9. 競技終了後は所定の指示された場所において完走した全車両について車両保管とする。保管時間はその競技の暫定結果発表後30分間までとし、車両保管中の車両に触れる事は一切許されない。また、特定の車両（入賞車両）については、再車両検査を実施する。その際の分解及び組み付けに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。
10. 技術委員長は、車両検査の時間外であっても随時必要に応じて競技車両の検査を実施することが出来る。
11. 車両に関しての虚偽の最終判断は、技術委員長が判断する。
12. 再車両検査、及び技術委員長の行う随時の車両検査を拒否または受けなかった場合は、失格

とする。

## 第5章 競技会に関する基準規則

### 第13条 ドライバーズブリーフィング

1. ドライバーズブリーフィングは、あらかじめ指定した場所において行われる。
2. ドライバーズブリーフィングは、タイムスケジュールに従って行われる。
3. 全ての競技運転者は、ドライバースブリーフィングに必ず出席しなければならない。ドライバースブリーフィングへの遅刻・欠席はペナルティーの対象となる。

### 第14条 慣熟歩行および練習会走行

1. 慣熟歩行は、特別規則書に記載のタイムスケジュールに従って行う。
2. 練習会走行時のみ助手席を装着し、同乗することができる。ただし、同乗する場合、助手席には車両規則書に定めるシートベルトと、助手席側ロールバーにハンドグリップ及び頭部の緩衝材を必ず装着し、同乗者の服装は第3条を準用する。  
運転者及び同乗者共に必ずネックプロテクターを装着すること。ハンドグリップは金属バンド等によって確実に装着すること、装着方法に問題があり、強度不足と判断された場合は助手席への搭乗は認めない。また、装着時にロールバー本体へ穴あけ等の追加工を行うことは一切認められない。

### 第15条 スタート

#### 15. 1) スタート方法

~~スタートはローリングスタートにて行う。フォーメーションラップはSCが全車を先導する。隊列はこれに従って走行すること。フォーメーションラップのスタート位置はポスト7付近のストレートに設置するダミーグリッドとする。~~

競技車両はパドックからグリッド順にコースインし、コースを単独で走行して**ポスト7付近のストレートに設置する**ダミーグリッドに整列する。グリッド整列が完了後、SC先導によりフォーメーションラップをスタートする。

SCは隊列先導走行後そのままピットインするので、競技車両はコントロールラインでレースをスタートすること。

スタートの合図は、コントロールライン上にて日章旗の振動によって行う。各車両はスタートまでの追い越しを禁止される。

フォーメーションラップ中、各車両はSCの速度に準じ自身のポジションを一定の間隔で維持し、スタート練習や前車との距離を極端に狭めたり、離したりして著しく隊列を乱してはならない。競技会役員に隊列を乱したと判断された車両は反則スタートとしてペナルティーの対象となる。

#### 15. 2) スタート時のトラブルについて

フォーメーションラップに発進する事が出来ない競技運転者は手を上げてその旨を知らせるものとし、他の全車両が発進した後にオフィシャルの指示に従って当該車両をコース内から排除し、オフィシャルの指示に従いその後の対処を行う。また、フォーメーションラップ走行中、不調又はミス及びスタック等のため正規の位置を保てなかった車両は最後尾スタートとし、一旦最後尾についた車両はスタートまでの一切の追い越しを禁止される。

スタート周に SC がコースを退避した後も、先頭車両はそのまま同じ速度を保ちつつ全車両を誘導し、コントロールライン上でのスタート合図まで隊列を維持しなければならない。

#### 1 5. 3) スターティンググリッド

##### 1 5. 3. 1) 学生自動車部の部

参加申込時に、競技大会当日スタートを担当する第一出走競技運転者の学年、氏名を大会事務局へ申告すること。大会事務局は申告された競技運転者の本年度本連盟主催の公式スピード競技会（ジムカーナおよびダートトライアル）における個人ポイントの上位順にスターティンググリッドを決定する。

なお、個人ポイントが同位の場合は、前回の本大会の上位チームを上位とする。さらに、前回の成績が無い場合は、大会事務局がグリッド順位を決定する。

##### 1 5. 3. 2) 一般の部

前回の本大会の優勝チームを 1 番とし、以下の順位ごととする。尚、前回不参加のチームは本連盟が抽選にて決定する。

### 第 1 6 条 走行及びピットストップ

1. オフィシャルカーがコースに入った時は、オフィシャルカーの追い越しは禁止とする。（ただし搭乗のオフィシャルから指示があった場合はその指示に従うこと。）
2. 遅い車は原則として全コース上において右側を走行すること。
3. 故意に他の競技車両に接触または衝突してはならない。
4. ピット入場に際しては右ウインカーで合図すること。（最終ヘアピンコーナー通過後、速やかに合図すること。）
5. ピットインの際は必ず一時停止ラインにて一時停止し、競技会役員の指示に従うこと。
6. ピットアウトの際は必ず一時停止ラインにて一時停止し、競技会役員による安全装備チェック（ヘルメット、HANS デバイスまたはネックプロテクターの装着、服装、シートベルトの装着状態等）を受けなければコースインは出来ない。チェックによる不備を指摘された場合は、速やかに修正しなければならない。
7. ピットアウトは本コース優先とし、コースに入る時は左ウインカーで合図をし、注意しながらコースに入ること。コースイン後の最初のコーナーはアウトサイドを走行すること。
8. 走行中、競技運転者側の窓ガラス及びフロントガラスが破損した場合、適切な処置をし、再車検を受けること。
9. 走行中、危険と見なされた競技車両は、競技会役員の指示に従ってコースから出ること。
- 1 0. ピットレーンの走行はローギアのみで最徐行すること。速度は時速 8 k m 以下（人の早歩き程度）に速度規制される。規制されるピットレーンとは、ピットイン時の一時停止ラインから、ピットアウト時の一時停止ラインまでとする。また、競技車両がピットレーンを走行する際は、必ず 2 人以上のピットクルーを誘導員として競技車両前方の左右に配置しなければならない。
- 1 1. 誤って自己のピットを通り過ぎてしまった時は、自己のピットクルーの応援のもとに押し戻してピットにつける事が出来る。この場合バックギアの使用は厳禁とする。
- 1 2. 競技中の燃料補給は車両がピットストップした際に作業エリアにおいてのみ実施することが出来る。ピット作業中は必ずエンジンを停止すること。ピット作業とは、ドライバーチェンジ、給油、窓拭き、ホイールナットの緩みチェックおよび各所増し締めを含む。ただし、作業

内容においてエンジンの始動が必要な場合は、車両をリジッドラック（ウマ）に2箇所以上載せ、車体の安定が確保できている状態であれば、エンジンの始動が許可される。

ピット作業エリアとは、自チームのテント内及び隣接するサービスカースペースと、その前方の車幅+ $\alpha$ 程度の空間を含む。従って、テント前に並列で駐車してピット作業を行う事は出来ない。

13. ピットで燃料補給に使用する燃料はスクリュージャップのついた金属携行缶で保管し、1缶の最大容量は20Lとする。金属携行缶以外の容器の使用は禁止される。燃料補給時はクルーの一人が消火器（1.5kg以上）を持って待機すること。また、携行缶にはアースをつけること。アースはチェーンで1m50cm以上の長さを必要とする。なお、燃料補給要員は防火用の衣服、手袋、靴等を着用して任務を遂行することが望ましい。
14. 燃料補給中、競技運転者は車内に留まることが出来る。
15. ピット内は禁煙とする。また、火花または高熱を発する用具の使用も一切禁止される。
16. マッドフラップが脱落した車両は修理をしなければならない。但し、競技時間の半が経過後は、その必要はない。
17. 競技運転者の連続最大走行時間は1時間までとする。1時間の許容範囲はプラス5分間まで。ただし、赤旗中断等やむを得ない事情で交代出来ない場合を除く。
18. 競技中のピットストップは5回以上行わなければならない。ピットストップ時間（ピットインの一時停止ライン通過時から、ピットアウトの一時停止ライン通過時までの時間を指す）が1分以内の場合はドライブスルーと判断し、ピットストップの回数とは認めない。ドライバーの交代が無い場合にも、自ピットに停車し、安全装備（特にベルトの緩み等）の確認を行う事。これは、諸事情により競技時間が事前に短縮された場合にも適用される。ただし、競技中に諸事情により急な競技時間短縮が有った場合、競技自体中止となった場合は除く。
19. マフラー、排気管を破損した車両は、車両火災の防止ならびに脱落による後続車への危険発生防止のため、直ちに修理を行うこと。修理ができない車両はリタイヤとする。
20. テールランプ、ブレーキランプは、片側が点灯すれば走行は可能とする。
21. ウィンカーランプは必ず点灯すること。ランプが破損した場合は直ちに修理すること。カバーのみの破損の場合は、修理の必要は無い。
22. 競技中は、運転席の窓ガラスは全閉にしなければならない。

## 第17条 追い越し

1. 競技中、単独で走行する車両は走路の全幅を使用することが出来る。ただし、直線で自車より速い車両に追いつかれた場合は、直ちにその車両が追い越しを出来る通路を与える事を原則とする。
2. 明らかに後車に対して遅いにもかかわらず故意に追い越しを妨げる競技運転者に対してはペナルティーが課せられる。また組織的な追い越しの妨害、あるいはこの違反を繰り返す競技運転者は失格とし、競技から除外される。
3. コーナーへの入口あるいは出口においては、競技運転者は任意に通路を選択する事が出来る。ただし、あくまでも走路と定められた範囲内に限られるものとし、瞬間的な追い越しは左右いずれからでも行うことが出来る。その際、予想外の方向に突如として転換を行ったり、他の車両に対して故意に車両をかぶせたりするような異常な方向転換を行うことは禁止される。これら

の行為は状況によってペナルティーの対象となる

4. 競技中、重大なミスや不注意によって車両のコントロールを欠く競技運転者は競技から除外される。

## 第18条 リタイヤ

### 18. 1) ピットでのリタイヤ

競技中に、事故あるいは車両の故障などでその後の走行の権利を放棄する場合は、原則としてピットに停車し、その旨を事務局に書面にて届けるものとする。

### 18. 2) コース上でのリタイヤ

コース上において車両が動かなくなったためにリタイヤする場合は、安全な場所に停止したのち、その地点から最も近いポストにいるコースオフィシャルに届け、その旨を事務局に書面にて届けるものとする。なお、失格規定に該当する事由にて競技を止める場合には、書面でのリタイヤ届けは必要ない。

### 18. 3) 意思表示

競技運転者が途中で競技を中止する場合には、明確にその意思表示を行い、その旨を事務局に書面にて申し出なければならない。

## 第19条 一般安全規定

1. パドック内でのウォームアップランやブレーキテストは禁止とする。
2. ゴール後はオフィシャルの指示に従うこと。
3. サービスカーの全長は5 m以内とする。
4. ピットに入ることができる者は、エントラント及びオーガナイザーの許可を受けた者のみとする。
5. ピット内では各人が常にオーガナイザーから貸与されたクレデンシャルを表示すること。クレデンシャルのない者はピットに入ることはできない。
6. ピット内は禁酒とする。
7. 自転車・バイク等のピット内の乗り入れを禁止する。
8. ガソリンの持ち込み量は自由とする。
9. 無線機や携帯電話による競技車両とピットとの連絡は禁止とする。
10. 競技車両へのサインは、ピット内からのみとする。
11. 競技車両の運搬は積載車で運ぶこと。牽引や自走は禁止とする。

## 第20条 信号の合図

ドライバーへの指示は、以下に示す~~国内競技規則スピード行事における旗信号に関する指導要項及び国際スポーツ法典付則H項に規定された~~信号によって伝達される。

- ・日章旗：スタート合図
- ・黄旗：減速し、追い越し禁止
- ・黒旗：本部前で黒旗及び競技車両番号を提示された車両は速やかにピットに入る。
- ・赤旗：危険あり競技中断。直ちに停止して、その後は競技役員の指示に従うこと。  
追い越しは厳禁。(赤色灯も同様)

- ・ 緑旗：競技開始、再開、直前までの指示の解除
- ・ チェッカー旗：ゴール。競技終了。
- ・ **SC（セーフティーカー）ボード：セーフティーカーがコースに入っているので注意。**

## 第21条 競技の中断及び再スタート

1. 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、又は天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要がある場合、競技中断の事由に最も近いポストにおいてオフィシャルが赤旗を提示する。競技車両は赤旗提示のポストにて停止しオフィシャルの指示に従う。同時に全てのポストでは黄旗を一斉に表示する。
2. 競技中断（赤旗提示）と同時に走行中の全車両は直ちに赤旗提示ポストにて競技走行を中止すること。すぐにコースの右側に寄り一時停止して、その後はオフィシャルの指示に従う。この場合に下記の事項を了解しているものとする。
  - ・ 追い越しは厳禁される。
  - ・ 転倒車が有る可能性がある。その場合はすぐに停止、運転者を救助に向かう。
  - ・ 走路上に緊急車両、その他の車両、または競技役員が出ている場合がある。
  - ・ 走路が完全に閉鎖状態になっているか、または天候の変化によって高速での運転は危険な状態になっている場合がある。
  - ・ ピットレーンの入口および出口は競技中断と共に閉鎖され、競技再開と同時に開けられる。
3. レース中の再スタートは、次の方法にて行う。
  - ・ SCが入った場合は、SCがコースを外れた後、コントロールライン上にて再スタートする。SCはパトライトを点灯して走行する。SCはコースを外れる周にパトライトを消灯する。
  - ・ SCがコースに入らない時は、コントロールラインで再スタート。ただし、状況によってはコントロールライン以外の場所での再スタートもありうる。
  - ・ いずれの場合にも、オフィシャルによる安全装備の装着状態確認後に再スタートを行う。
  - ・ いずれの場合にも、緑旗の合図にて再開される。

## 第22条 競技終了

### 22. 1) 順位判定

- ・ 総合順位は、所定の時間内に最大の距離を走破した順とする。その順位決定は周回数とコントロールラインの通過順に基づいて行われる。
- ・ 優勝車両のレース距離の50%に満たない車両は完走とは扱わず NC（Not Classify）とし、順位の判定は行われないものとする。
- ・ 先頭車両がチェッカーフラッグを受けてから5分間で走行は完了とする。この間にチェッカーを受けられない車両も完走とは見なされない。
- ・ 周回数はコントロールラインを通過した時点での計測とする。

### 22. 2) 競技の終了

- ・ 競技の終了はチェッカーフラッグによって表示される。万一、先頭を走行する車両が定められた時間を完走しないうちに誤ってチェッカーフラッグが振られた場合であっても、競技はその瞬間に終了したものととして順位が判定される。
- ・ 赤旗提示の状況で競技中断中に競技時間を過ぎた場合には、競技終了時間にて競技は終了と

し、チェッカーフラッグの提示は行わない。赤旗事由の処理完了後は SC の先導により、全車ピットへ誘導する。

- ・ その場合、競技順位の確定は、赤旗が提示されて競技中断となった周回にもっとも近い周回の計時ライン通過までの順位をもって決定する。
- ・ また、赤旗による競技中断の時間によっては競技終了時間を延長する場合がある。時間延長の判断は競技役員によって決定され、競技長よりエントラントへ通知される。
- ・ チェッカーフラッグを受けた後の追い越しは、コントロールライン付近での止むを得ない追い越しを除き、禁止される。
- ・ 先頭車両がチェッカーフラッグを受けたと同時にピットレーン出口は閉鎖され、ピットに停車中の車両は再びコースに戻ることは出来ない。

#### 2 2. 3) 暫定結果と表彰式

- ・ 競技終了後の結果は暫定結果とする。
- ・ 表彰式が行われる時間と場所は競技長よりエントラントへ通知される。競技参加者、競技運転者またはその代理者は必ず表彰式に出席しなければならない。

### 第 2 3 条 停車指示

1. 運転者のマナー及び車両の走行状態がレース続行に危険または不適当と判断された場合。また、故障を生じたり、火災を発生したりする恐れのある状態になっている車両に対しては、該当車両のチーム代表者に伝達し、黒旗と当該競技車両番号をコントロールライン付近で表示し、ピットストップを命ずる。
2. 激しいスピン、接触等のトラブルを生じ、レース続行が危険とみなされる車両は、該当車両のチーム代表者に伝達し、黒旗と当該競技車両番号をコントロールライン付近で表示し、ピットストップを命ずる。
3. ペナルティーのためのストップを命じる場合も同様に、該当車両のチーム代表者に伝達し、黒旗と当該競技車両番号をコントロールライン付近で表示する。当該競技車両は速やかにピットストップし、競技役員の指示に従うものとする。

### 第 2 4 条 ペナルティー

1. 本規則に対する違反の判定は競技役員が行い、審査委員会が裁定する。以下の事項に該当する行為が認められた場合、審査委員会にて審議され、その決定事項は、審査委員会より各チームの代表者に伝達される。また、走行中の競技運転者及び車両に対する決定は信号合図によって通達され、コントロールラインにて黒旗と同時に競技車両番号が提示される。その場合、該当車両は速やかに所定のペナルティーを受けなければならない。**なお、ピットストップペナルティを課された場合は、競技車両を大会本部横に設置されたピットストップボックスへ入れること。**
2. 違反行為に対するペナルティーの内容は以下の通りとする。なお、同時に複数の違反が認められた場合は、合算されるものとする。
  - ① ローリングスタート時、前車との間隔が極端に狭い又は離れた場合、著しく隊列を乱した場合。ピットロード・ピットレーン ドライブスルーペナルティ
  - ② ローリングスタート時の追い越し。ピットロード・ピットレーン ドライブスルーペナルティ

ティ

- ③ コース上にて競技車同士に故意の接触があった場合。ピットストップ 5 分間
- ④ 競技マナー違反等を競技役員が発見した場合。ピットストップ 5 分間
- ⑤ ~~ピット~~ピットレーンで徐行を行わない場合。ピットレーン制限速度は 8km/h 以下とする。(人の早歩き程度) **また、誘導員を配置しなかった場合。** ピットロード・ピットレーン ドライブスルーペナルティ
- ⑥ 黄旗区間での追い越し。ピットロード・ピットレーン ドライブスルーペナルティ
- ⑦ オフィシャルカーの追い越し。ピットロード・ピットレーン ドライブスルーペナルティ
- ⑧ レース中に何らか(散水等)の理由によって、SC を導入する場合はフルコースイエローコーションとなる。SC ラン中に限って、全区間での追い越し、及び SC の追い越しはピットストップ 30 分間とする。
- ⑨ 黒旗の無視(提示後 3 周以内に従わない場合) ピットストップ 30 分間
- ⑩ チェッカーフラッグ後の追い越し。最終周回数から 5 周減算
- ⑪ ダブルチェッカー。最終周回数から 5 周減算

## 第 25 条 失格規定

本競技会において参加者及び競技運転者が以下の行為を行った場合、審査委員会の決定により、当該参加者及び競技運転者を失格とする。また、項目④～⑭の行為については特に重大な違反行為のため、当該チームが属するグループ(同一大学のチーム等)の他の参加者及び競技運転者も連座して失格とする。同一グループに該当するか否かの判定については、参加者間の関係性等を総合的に勘案の上、審査委員会が決定するものとする。

決定事項は、審査委員会より各チームの代表者に伝達される。また、走行中の競技運転者及び車両に対する決定は信号合図によって通達され、コントロールラインにて黒旗と同時に競技車両番号が提示される。その場合、該当車両は速やかにピットに入り、所定の裁定を受けなければならない。

- ① 転倒・横転した場合。
- ② ミスコースをした場合。(逆走等、ミスコースと判断された場合も含む。)
- ③ 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合(但しオフィシャルの指示に従っての場合を除く)。
- ④ 競技役員の重要な指示に従わなかった場合、及び第 24 条に記載の違反行為を繰り返した場合。
- ⑤ コース上に入った散水車に接触事故を起こした場合。
- ⑥ 赤旗を無視した場合。
- ⑦ 転倒車両を視認できる状況だったにもかかわらず、無視して通過した場合。
- ⑧ コースアウト等で他人及び施設等に重大な損傷を与えた場合。
- ⑨ 公式車両検査以降、申告無しに競技車両を持ち出したり、修理・改造を行った場合。
- ⑩ 競技車両を、公式車両検査後より表彰式を含む競技会終了まで、競技長の承認を得ずに会場より搬出した場合。
- ⑪ 再車両検査で規定違反が発覚した場合、また再車両検査を拒否した場合。
- ⑫ 競技役員の再三の注意にもかかわらず、規則書ならびに公式通知の規定に従わなかった場合。
- ⑬ 本競技会の秩序を著しく乱した場合(別途指示する遵守事項に従わない場合)、又は良識ある

モータースポーツの規律及び秩序を著しく阻害する発言又は行為を行った場合。

- ⑭ 薬物により精神状態を繕ったり、飲酒が発覚した場合。

## 第26条 事故・故障

1. コース内でストップした時は、後続車に合図（ハザードランプを点滅させる）し、競技運転者の責任において後方へ三角停止板を設置すること。再スタートできない場合、競技運転者は速やかにコース外に出て本部にリタイヤ届を提出すること。
2. 競技運転者およびピットクルーは、コース内を歩く時や作業時は、ヘルメットを着用すること。半袖半ズボン等の肌が露出する服装は不可とする。
3. 転倒の際は、必ずメインスイッチ及びキルスイッチを切ること。
4. 転倒車を発見したら必ず右側に停車し、転倒車の競技運転者を救出すること。
5. スタック・故障した車両は、30分経過してもコースに戻れない時はリタイヤとする。
6. コース内でストップし修理をする場合、必ず競技役員に申し出ること。コース内での修理は、登録された競技運転者及びピットクルーがこれに当たる事が出来る。コース内で作業出来る人間は1名とする。コース内での作業は軽微な作業以外は認めない。使用できる工具は簡単なハンドツール（ドライバー、ペンチ、ニッパー、十字レンチ等）に限る。ジャッキ、リジッドラック、スライディングハンマー等の使用、また工具箱ごと持ち込む事も認めない（使用可能工具については競技役員にて確認を得る事）。なお、コース内で作業が可能な場所は、ポスト3及びポスト5付近の広いランオフエリアのみとする。その他の場所での修理作業は認めない。その他の場所で走行不能となった場合はリタイヤを届ける事。コース内作業については、競技役員の判断により、競技役員がポスト3及びポスト5付近のランオフエリアに移動させる事は有り得る。競技の進行を妨げることの無い事を判断し実施する。なお、SCコースイン時その他、競技役員の判断により、コース内の作業車両をピットエリアまで回収する場合がある。

## 第6章 抗議

### 第27条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する権利を有する。但し、第9条（参加申込及び参加受理）第2項及び審査委員会に対する抗議は受け付けない。

**また、競技役員に明らかな過誤があったことを明確に証明できる場合を除き、コース委員長の判定、及び計時結果（周回数の計測を含む）に関する抗議についても、受け付けない。**

1. 抗議を行う時は、必ず理由を明記し、抗議料として1件につき¥21,200（税込）を添えて、競技長に対して書面にて提出すること。
2. 抗議料は、抗議が正当と裁定された場合、及び審査委員会が返還を決定した時のみ返還する。
3. 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合には抗議対象者が負担する。その際の車両の分解等に要した費用は、技術委員長が算定する。
- ~~4. コース委員長の判定、及び計時結果に関する抗議はできない。~~
5. 審査委員会の裁定結果は、参加者に公式通知として発表される。
6. コース上への散水は降雨扱いとし、やむを得ない場合における中断散水に関しても抗議することはできない。

## 第28条 抗議の制限時間

1. 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
2. 成績に関する抗議は、暫定成績発表後30分以内に提出しなければならない。
3. 競技中の過失または反則に対する抗議は、競技運転者がゴール後30分以内に提出しなければならない。

## 第7章 競技会の延期、中止、又は短縮

### 第29条 競技会の延期、中止、又は短縮

1. 審査委員会は保安上または不可抗力の理由で、競技会の延期、中止、走行距離の短縮、競技時間の変更を行うことが出来る。
2. 審査委員会は悪天候またはコースコンディションの悪化等によってコースを短縮する場合がある。
3. 競技会中止の場合、参加料は返還される。延期の場合、参加料は当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合は、参加料は返還される。参加料返還の場合には返還送料及び事務手数料¥1,000を申し受ける。

## 第8章 損害等の補償

### 第30条 損害の補償

1. 参加者及び競技運転者は、参加車両及びその付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず、各自が責任を負わなければならない。
2. 参加者、競技運転者、サービス員、ゲストは、オーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち、大会役員、競技役員がその任務に最善を尽くすのはもちろんであるが、その役務遂行によって起きたものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両の損害などに対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

## 第9章 賞典

### 第31条 賞典

以下の順位に当てはまる参加者（チーム）を表彰する。

#### ①学生自動車部の部

①－1 加盟校の部：優勝～5位

①－2 学生一般の部：優勝～3位

#### ②一般の部：優勝～3位

但し、参加者数によって、主催者は表彰範囲を変更する場合がある。

表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものとして、オーガナイザーが用意した副賞は授与されない。

## 第 10 章 本規則の解釈及び施行

### 第 32 条 統括権

規則違反、又は競技役員の指示に対する不遵守は、規則書に記載されている条項によって罰則が適用される。

### 第 33 条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。

### 第 34 条 罰則

本規則に関する罰則及び本規則に定められていない罰則の選択については、審査委員会が決定する。

### 第 35 条 本規則の施行並びに記載されていない事項

1. 本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
2. 本規則に記載されていない事項については、全日本学生自動車連盟関東支部の規約に準拠する。
3. 本規則書発行後、オーガナイザーにおいて決定された事項は、全ての規則に優先する。

以上